

平成 年 月 日

同窓会親睦補助費申請書

光泉中学・高等学校同窓会長殿

代表者 住所・氏名	印
連絡先	電話： メアド：
卒年度	年3月卒(中・高)

以下のとおり申請します。

会合名 (支部名)	(卒年度および組・部などで記入)
参加者	(年組・氏名(旧姓も)。書ききれないときは別紙を添付してください)
会合日時	年 月 日() : ~
会合場所	(住所・店舗名など)
費用合計	(全体にかかった費用) 円
会合時の様子	(ホームページ等で紹介させていただくことがあります。会合のようすを自由にお書きください)
画像の掲載	<input type="checkbox"/> 会合の画像を同窓会ホームページに掲載することを、参加者全員が承諾します。

領 収 証

親睦補助金 _____ 円を受け取りました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(同窓会親睦補助費申請について)

以下の事項を良く読んで、承諾したうえで申請してください。

- (1) この申請は、光泉中学・高等学校同窓会規約第5条に基づく事業による補助なので、この事業の趣旨を良く理解し、本来の目的から外れることのないように利用してください。
- (2) 次項以下の条件を満たした支部または会に対し、1会合につき30,000円を、年1回を限度として補助します。
- (3) 会員のみが参加し、親睦を図る目的であることが必要です。
- (4) 会員子女の参加は妨げませんが、参加者員数には含みません。
- (5) 事前に支部または会としての届け出を行ってください。(電話やメールでの連絡可)
- (6) 組または部・クラブを会の単位としてください。合同開催の場合は、1会合とします。
- (7) 前項について、同一組で複数の届出はできません。部・クラブの、重複しない年次区分の届出は可能です。
- (8) 1回に10名以上が、同時に同一会場に集合する会合である必要があります。
- (9) 参加者が、全員満20歳に達していることが条件です。ただし、子女は除きます。
- (10) 子女が満20歳未満の場合は、アルコール飲料を飲まないようにしてください。
- (11) 風俗営業法に定める施設での開催には補助できません。
- (12) 利用者は、会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿(会合の記念写真を含む)を添えて、事務局に申請を行ってください。
- (13) 本事業の利用は上記の条件を満たしたうえで申込み、補助は原則として先着順とし、各年度において、この事業予算がなくなりしだい停止されますのでご了承ください。
- (14) 申請および補助金の受け取りは、原則として代理窓口である母校事務室窓口で行います。ただし、遠方等相応の事情がある場合は、郵便・ファックス・メール等による申請、振込等による受け取りを認めることがありますので、ご相談ください。
- (15) 会合のようすを、本会ホームページに掲載することにご協力ください。ご承諾いただいた場合、申請書類に添付した記念写真を、ホームページに掲載させていただくことがあります。
- (16) 写真以外にも、ホームページに掲載したい事柄があればお申し出ください。検討のうえ掲載することがあります。

光泉中学・高等学校同窓会事務局

525-8566 滋賀県草津市野路町178

<http://www.j-1st.jp/ala/>

dousokai-office@kousen.ed.jp

TEL. 077-564-5600(平日 9:00~17:00、年末年始・夏季休業あり。代理窓口)

FAX. 077-564-5136